

佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第6号

佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例施行規則（昭和50年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|--------|---|--------|---|---|--|---|----|---|--|--------|---|---|--|
| <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 修学奨励金の貸付けを受けようとする者は、修学奨励金貸付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに在学する高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）を経由して、佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 所得証明書（別記様式第2号）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="521 1102 1102 1289"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本人</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>ふりがな氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>略</p> | 本人 | 略 | | ふりがな氏名 | ㊟ | 略 | | <p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 修学奨励金の貸付けを受けようとする者は、修学奨励金貸付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める日までに在学する高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）を経由して、佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 市区町村長の発行する所得証明書等本人及びその家族の収入を証する書類（給与所得控除額が記載されたものに限る。）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1447 1102 2027 1289"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本人</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>ふりがな氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>略</p> | 本人 | 略 | | ふりがな氏名 | ㊟ | 略 | |
| 本人 | | 略 | | | | | | | | | | | | | |
| | | ふりがな氏名 | ㊟ | | | | | | | | | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | |
| 本人 | 略 | | | | | | | | | | | | | | |
| | ふりがな氏名 | ㊟ | | | | | | | | | | | | | |
| | 略 | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|---|----------------------|---|-------------|---|---|----|--|
| 連帯保証人 | 略 | | | 略 | | | |
| | (ふりがな) 氏名 生年月日 | ㊟ | | 年 | 月 | 日生 | |
| | 略 | | | 略 | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 推薦順位 | 人中 | 位 | <u>取扱者印</u> | | | ㊟ | |
| (校長の推薦所見) | | | | (校長の推薦所見) | | | |
| <p style="text-align: right;">年 月 日 学校長氏名 ㊟</p> | | | | <p style="text-align: right;">年 月 日 学校長氏名</p> | | | |
| 添付書類 1 本人及びその家族の <u>所得証明書（様式第2号）</u> を添付すること。 | | | | 添付書類 1 <u>市区町村長の発行する所得証明書等本人及びその家族の収入を証する書類（給与所得控除額が記載されたものに限る。）</u> を添付すること。 | | | |
| 2 略 | | | | 2 略 | | | |
| 備考 本人氏名は本人が、 <u>連帯保証人氏名は連帯保証人本人が、それぞれ自署すること。</u> | | | | 備考 本人氏名は本人が、 <u>連帯保証人氏名は連帯保証人本人が、それぞれ自署すること。</u> | | | |

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 削除

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--------------|--------------|
| 様式第3号（第2条関係） | 様式第3号（第2条関係） |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 略 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 50px;">略</div> 略 <div style="border: 1px solid black; width: 380px; height: 20px; margin-left: 10px;">略</div> 事業主 <u>住所氏名</u> 印 略 記載方法 <u>1</u> 略 | 略 <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-left: auto; margin-right: 50px;">略</div> 略 <div style="border: 1px solid black; width: 380px; height: 20px; margin-left: 10px;">略</div> 事業主 <u>住所</u> <u>調書作成者氏名</u> <u>電話番号 (直通)</u> 略 記載方法 略 |

様式第4号から様式第6号までの規定中「印」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 様式第7号 (第7条関係) 略 本 人 氏 名 印 略 記載方法 略 | 様式第7号 (第7条関係) 略 本 人 氏 名 略 記載方法 略 <u>備考 1 本人氏名は本人が、連帯保証人氏名は連帯保証人本人が、それぞれ自署すること。</u> <u>2 連帯保証人の押印は、登録印によることとし、印鑑証明書を添付すること。</u> |

様式第9号中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。
 備考 氏名は、本人が自署すること。
 様式第10号中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 本人氏名は、本人が自署すること。
 様式第11号及び様式第12号中「㊦」を削る。
 様式第13号中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。
 備考 氏名は、本人が自署すること。
 様式第14号から様式第16号までの規定中「㊦」及び「㊦」を削る。
 様式第17号中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。
 備考 氏名は、本人が自署すること。
 様式第18号中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。
 備考 本人氏名は、本人が自署すること。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>様式第19号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">本 人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊦</p> <p>略</p> | <p>様式第19号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">本 人 氏 名</p> <p>略</p> <p>備考 <u>1 本人氏名は本人が、新連帯保証人氏名は新連帯保証人本人が、それぞれ自署すること。</u></p> <p>備考 <u>2 新連帯保証人の押印は、登録印によることとし、印鑑証明書を添付すること。</u></p> |

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。